

複製を禁ずる

土地改良工事標準歩掛

(土木工事)

令和8年10月

宮崎県農政水産部

土地改良工事標準歩掛（土木工事）について

1 宮崎県農政水産部が実施する土地改良事業の工事の積算に使用する歩掛については、以下の農林水産省の積算基準を準用し、一部それによらないものについては、宮崎県農政水産部が独自の調査に基づき定めた歩掛等を使用しています。

- 1) 農林水産省土地改良工事積算基準（土木工事）令和8年度
- 2) 農林水産省土地改良工事積算基準（施設機械）令和8年度
- 3) 農林水産省土地改良工事積算基準（機械経費）令和8年度

上記1)～3)の積算基準については、一般社団法人農業農村整備情報総合センターが図書の発行、販売を行っております。

一般社団法人農業農村整備情報総合センター
<https://www.aric.or.jp/public/mokuroku.html>

2 本資料は、第三者による複製、転載、販売、配付を禁じています。

目 次

○ 積算基準.....	1
○ 標準歩掛 アスファルト舗装工（狭幅）	20
○ 標準歩掛 パイプライン基礎工・路床工・路盤工	24
○ 標準歩掛 不陸整正・管明示シート・小口径管布設（人力）据付工 仕切弁ボックス設置（円形）・仕切弁ボックス設置（角型） 通水試験（φ800以下）	27
○ 小型不整地運搬車運搬.....	28
○ 工事価格を算出する場合の端数処理.....	29

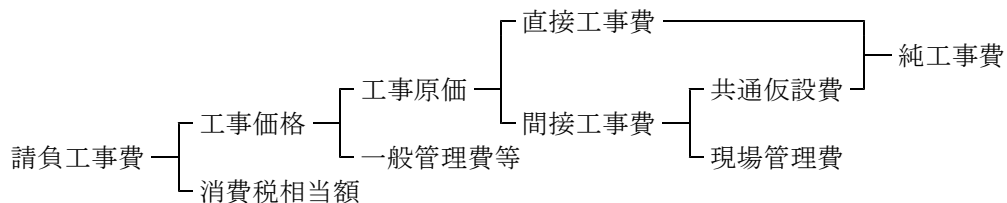
積算基準

第1 適用範囲

この標準歩掛は、宮崎県農政水産部で施行する土地改良事業のうち、土木工事（施設機械製作据付工事、営繕工事、電気通信工事等特殊工事を除く一般土木工事及びダム工事）の積算について適用する。

第2 請負工事費の基本構成

請負工事費の基本構成は、次のとおりとする。



第3 工種区分

工種区分は、工事内容により適切に選定するものとし、別表1のとおりとする。ただし、2種以上の工種内容からなる工事については、それぞれの工種区分により算出した、直接工事費・事業損失防止施設費の合計額が最も大きい工種を適用する。

第4 直接工事費の積算

直接工事費に係る各費目の積算は、次のとおりとする。

1. 材料費

材料費は、工事の施工に必要な材料に要する費用とし、その算定は材料の数量に材料の価格を乗じて求めるものとする。

ア 材料の数量

材料の数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実情に即して加算するものとする。

イ 材料の価格

材料の価格は、実情に即した価格を採用するものとし、この価格には現場までの運賃を含めるものとする。

2. 労務費

労務費は、工事の施工に必要な労務に要する費用とし、その算定は所要人員に労務賃金を乗じて求めるものとする。

(1) 所要人員

所要人員については、標準歩掛、参考歩掛によるほか、適正と認められる実績または資料により算定する。

(2) 労務賃金

労務賃金とは、直接作業に従事した労務者に支払われる賃金であり、別に定める「公共工事設計労務単価」によるほか、実情に即した賃金を採用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件による作業に従事することに伴い支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

3. 機械経費

機械経費は、工事の施工に必要な機械の使用に要する費用で、その算定は「土地改良事業等請負工事機械経費算定基準」及び標準歩掛、参考歩掛によるほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

4. その他

(1) 特許使用料

特許使用料は、工事の施工に要する特許の使用料及び派遣技術者等に要する費用とする。

(2) 水道・光熱電力料

水道・光熱電力料は、工事の施工に必要な用水・電力電灯使用料とする。

(3) 鋼桁・門扉等の輸送費

鋼桁・門扉等の輸送費は、鋼桁・門扉等工場製作に係る製品を、製作工場から据付現場までの荷造・運搬に要する費用とする。

(4) 産業廃棄物処理費

産業廃棄物処理費は、産業廃棄物処理に要する費用とする。

第5 間接工事費の内容及び積算

間接工事費に係る各項目の積算は次のとおりとする。

1. 共通仮設費

共通仮設費の内容は次のとおりとし、その算定に当たっては、別紙1「土地改良事業等請負工事の共通仮設費の算定」によるものとする。

(1) 事業損失防止施設費

工事施工に起因する騒音、地盤沈下、地下水の断絶等を未然に防止するための仮施設の設置、撤去及び当該施設の維持管理に要する費用とする。

(2) 運搬費

機械器具等を、その所在する場所又は所在が推定される場所から工事現場内への搬入・搬出（組立・解体を含む。）に要する費用と、機械器具等の工事現場内での小運搬に要する費用とする。

(3) 準備費

ア 準備及び跡片付けに要する費用

イ 調査、測量、丁張等に要する費用

ウ 伐開、除根、除草、整地等に要する費用

(4) 安全費

ア 安全施設に要する費用

イ 安全管理に要する費用

ウ ア及びイに掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

(5) 役務費

- ア 材料置場等の土地借上げに要する費用
- イ 電力・用水等の基本料金

(6) 技術管理費

- ア 品質管理のための試験等に要する費用
- イ 出来形管理のための測量、写真管理等に要する費用
- ウ 工程管理のための資料の作成に要する費用

(7) 営繕費

- ア 現場事務所、労務者宿舍、倉庫等の営繕に要する費用
- イ アに係る土地・建物の借上げ費用
- ウ 労務者の輸送に要する費用

2. 現場管理費

(1) 現場管理費の内容

現場管理費の内容は次のとおりとする。

ア 労務管理費

現場労務者に係る次の費用

- (ア) 募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当を含む。)
- (イ) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- (ウ) 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業被服の費用
- (エ) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (オ) 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

イ 安全訓練等費

現場労務者の安全・衛生に要する費用、研修訓練等に要する費用

ウ 従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当(危険手当、通勤手当、火薬手当等)及び賞与等の費用。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬、運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

エ 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

オ 法定福利費

現場従業員及び現場労務者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額

カ 建設業退職金共済契約に係る掛金

建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

キ 福利厚生費

現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

ク 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

ケ 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

コ 動力用水光熱費

事務所及び宿舍等で使用される電力、水道、ガス等の費用(基本料金を含む。)

サ 交際費

現場への来客等の対応に要する費用

シ 補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費。ただし、臨時にして巨額なものは除く。

ス 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

セ 保険料

自動車保険(機械器具等損料に計上された保険料を除く。)、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険その他の損害保険の保険料

ソ 外注経費

工事を専門業者等に外注する場合に必要な経費

タ 工事登録等費

工事实績の登録等に要する費用

チ 公共事業労務費調査に要する費用

ツ 雑費

アからタまでに属さない諸費

(2) 現場管理費の算定

現場管理費は別表 1 の工種区分に従い、別表 2 により求めた現場管理費率で次式により算定する。

現場管理費=対象金額×現場管理費率

対象金額=純工事費(直接工事費+共通仮設費)+支給品費+官貸額

(3) 現場管理費率の補正

施工地域を考慮した現場管理費率の補正については、別表 3 の適用条件に該当する場合、別表 2 の現場管理費率に補正值係数を乗じるものとする。

ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。

第6 一般管理費等の内容

一般管理費等にかかる各費目の内容は、次のとおりとする。

1. 一般管理費の項目及び内容

(1) 役員報酬

取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与金(損金算入分)

(2) 従業員給料手当

本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与

(3) 退職金

退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金

(4) 法定福利費

本店及び支店の従業員に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額

- (5) 福利厚生費
本店及び支店の従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用
- (6) 修繕維持費
建物、機械装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
- (7) 事務用品費
事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
- (8) 通信交通費
通信費、交通費及び旅費
- (9) 動力、用水光熱費
電力、水道、ガス、薪炭等の費用
- (10) 調査研究費
技術研究、開発等の費用
- (11) 広告宣伝費
広告、宣伝、公告に要する費用
- (12) 交際費
本店及び支店等における来客等の応対に要する費用
- (13) 寄付金
- (14) 地代家賃
事務所、寮、社宅等の借地借家料
- (15) 減価償却費
建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
- (16) 開発費償却
新技術若しくは新経営組織の採用、資源の開発又は市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
- (17) 租税公課
不動産取得税、固定資産税等の租税、道路占用料その他の公課
- (18) 保険料
火災保険その他の損害保険料
- (19) 契約保証費
契約の保証に必要な費用
- (20) 雑費
電算等経費、社内打合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

2. 付加利益の内容

付加利益の内容は次のとおりとする。

- (1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等
- (2) 株主配当金

- (3) 役員賞与金(損金算入分を除く)
- (4) 内部留保金
- (5) 支払利息、割引料、支払保証料その他の営業外費用

3. 一般管理費等の算定

一般管理費等の算定は、別表 4 により求めた一般管理費等率で次式により算定する。

一般管理費等=工事原価(純工事費+現場管理費)×一般管理費等率

4. 一般管理費等率の補正

(1) 前払金支出割合の相違による取扱い

前払金支出割合が 35%以下の場合の一般管理費等率は、別表 5 で前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表 4 により求めた一般管理費等率に乗じて得た率とする。なお、前払金の保証がない工事は、本補正の対象外である。

(2) 契約保証に必要な費用の取扱い

別表 6 の保証の方法ごとに定める補正値を別表 4 で算定した一般管理費等率に加算して得た率とする。ただし、(1)の補正を行った場合は、その率に別表 6 の補正値を加算して得た率とする。

(3) 支給品等の取扱い

資材等に支給及び官貸をするときには、当該支給品費及び官貸額は一般管理等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

第 7 支給品費及び官貸額の内容及び算定

1. 支給品費

- (1) 支給品費とは、無償で支給する材料を時価で換算した費用である。
- (2) 支給品には支給電力を含むものとする。

2. 官貸額

官貸額とは、無償で貸与する機械等の償却費等相当額で次式により算定する。

官貸額=(無償で貸与する機械等と同機種・同型式の機械損料)－(無償で貸与する機械等の機械損料)

なお、上記の各機械損料は、第 4 の 3 機械経費に基づき算定する。

第 8 工事価格

工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税相当分を含まないものとする。

第 9 消費税相当額

消費税相当額は、工事価格に取引に係る消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

第 10 細部事項

請負工事の積算に関して必要な事項は、この総則に定めるもののほか、宮崎県農政水産部長が別に定めるところによるものとする。

別表1 工種区分

工 種 区 分	工 種 内 容
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事
舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、碎石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事
道 路 改 良 工 事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修（支保工、矢板を再建込する作業）及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）による工事及びこれに類する工事を含む。
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事
排 水 路 工 事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類する工事
河 川 工 事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。
管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更生工事、推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。
管 更 生 工 事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事
畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事
干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）

海岸工事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁（上部・下部）等の補修を除く。
ため池工事	ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設工等）に類する工事を主体とする工事は除く。
その他土木工事（１）	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事 ただし、橋梁（上部・下部）の補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事は除く。
その他土木工事（２）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池廃止、ため池附帯構造物（安全施設工等）
フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事（砂防ダムは対象としない。）

別表２ 現場管理費率

(1)－a

工種区分	対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
ほ場整備工事		43.14%	227.2	－0.1114	22.58%
農用地造成工事		32.15%	53.3	－0.0339	26.40%
水路トンネル工事		34.52%	72.0	－0.0493	25.92%
水路工事		45.55%	545.7	－0.1665	17.32%
排水路工事		32.47%	106.1	－0.0794	20.47%
管水路工事		29.27%	79.5	－0.0670	19.83%
畑かん施設工事		34.53%	154.8	－0.1006	19.25%
コンクリート補修工事		37.49%	173.7	－0.1028	20.63%
ため池工事		42.81%	171.1	－0.0929	24.95%
その他土木工事（１）		40.09%	201.9	－0.1084	21.36%
その他土木工事（２）		36.71%	99.7	－0.0670	24.87%

(1)－b

工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
河川工事		44.05%	1118.2	－0.2052	15.91%
海岸工事		28.11%	100.3	－0.0807	18.84%
道路改良工事		34.09%	76.4	－0.0512	26.44%
舗装工事		40.83%	598.0	－0.1703	17.54%
管更生工事		35.56%	178.6	－0.1024	21.39%

(1)－c

工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
干拓工事		25.14%	129.7	－0.1041	13.95%

(1)－d

工種区分	対象金額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
フィルダム工事		34.59%	154.9	－0.0768	27.87%
コンクリートダム工事		31.19%	35.0	－0.0059	30.68%

(2) 算定式は次によるものとする。

$$Y = a \cdot X^b$$

Y：現場管理費率（％） X：対象金額（単位：円）

a、b：変数値

（注）Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表3 現場管理費率の補正

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1) - 1	舗装工事	舗装工事2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.2	1
一般交通影響有り (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		
市街地(DID補正) (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
一般交通影響有り (1) - 2	舗装工事以外の工種※	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.1	2
一般交通影響有り (2) - 2	舗装工事以外の工種※	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	3
市街地(DID補正) (1) - 2	舗装工事以外の工種※	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4
山間僻地及び離島	全ての工種※	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5
中山間地域	全ての工種※	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。	1.1	6

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

注2) 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。

【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html】

注3) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

別表4 一般管理費等率

前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率(Y _p)	25.13%	$-5.21826 \cdot \log X_p + 60.08343$	10.63%

(1) X_p=工事原価(単位:円)

(2) Y_pの算出に当たっては、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(単位:%)

別表5 前払金支出割合による補正(一般管理費等率)

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

(1) 別表4で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表6 契約保証に係る補正（一般管理費等率）

保 証 の 方 法	補正值(%)
ケース－1：発注者が金銭的保証制度を必要とする場合 （宮崎県工事請負契約約款第4条を採用する場合）	0.04
ケース－2：発注者が役務的保証を必要とする場合	
ケース－3：ケース－1及びケース－2以外の場合	補正しない

注1) ケース－3の具体的例は以下のとおり。

- ・宮崎県財務規則第101条第2項第6号の規定により契約保証金を免除することができ
る場合

注2) 契約保証に必要な費用を計上する場合は、当初契約の積算に見込むものとする。

土地改良事業等請負工事の共通仮設費の算定

第 1 事業損失防止施設費

事業損失防止施設費は、現場条件を的確に把握し、次の費用のうち必要額を適正に積み上げるものとする。

- 1 工事施工に起因する騒音、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置、撤去及び当該施設の維持管理に要する費用。
- 2 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用。

第 2 運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費及び営繕費の積算方法

これら当該費用は総則の別表 1 の工種区分に基づき、所定の率計算による費用に積み上げ計算による費用を加算して行うものとする。

1 率計算による算定

率計算による算定方法は、別表 2 に定める各工種ごとの共通仮設費率を用い、次式により算定する。

なお、率の対象項目は別表 1 に示すとおりである。

当該費用＝対象金額×共通仮設費率

対象金額＝直接工事費＋事業損失防止施設費＋支給品費＋官貸額＋準備費に含まれる処分費

(1) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。

ア 簡易組立式橋梁、プレキャスト P C 桁、プレキャスト P C 床板、ポンプ、グレーチング床板、合成床板製品費、大型遊具（設計製作品）

イ 上記アを支給する場合の支給品費

(2) 対象金額の算式中に記述のある支給品費及び官貸額は「直接工事費＋事業損失防止施設費」も含まれるものに限るものとする。

2 共通仮設費率の補正

1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、別表 3 の適用条件に該当する場合、別表 2 の共通仮設率に補正係数を乗じるものとする。

ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。

2) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、別表 3 に示す補正係数の他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定できるものとする。

3 積み上げ計算による算定

積上計算による算定方法は、別表 1 に定める項目について現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積み上げるものとする。

なお、運搬費の算定は別紙によるものとする。

別表 1 共通仮設費率適用範囲

項 目	率 の 対 象 項 目
運 搬 費	- 建設機械器具の運搬等に要する費用 - 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 - 器材等（型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（積上げ計上分を除く）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 - 建設機械の自走による運搬に要する費用 - 建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用 - 建設機械の現場内小運搬に要する費用
準 備 費	- 準備及び跡片付けに要する費用 - 準備に要する費用 - 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 - 調査・測量、丁張等に要する費用 - 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 縦、横断面図の照査等に要する費用 - 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 - 準備として行う以下に要する費用 - ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（チェーンソー等による伐採作業を除く） - 除根、除草、整地、段切り（ため池及びダムの堤体部を除く）、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。（農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く）
安 全 費	- 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 - 不稼働日の保安要員等の費用 - 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 - 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く） - 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 - 酸素欠乏症の予防に要する費用 - 粉塵作業の予防に要する費用（「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する） - トンネル等における防火安全対策に要する費用 - 安全用品等に要する費用（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む） - 安全委員会等に要する費用
役 務 費	
技 術 管 理 費	- 土木工事施工管理基準の品質管理に含まれる試験に要する費用 - 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 - 工程管理のための資料の作成等に要する費用 - 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 - 建設材料の品質記録保存に要する費用 - コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 - コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 - P C上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 - 塗装膜厚施工管理に要する費用 - 施工管理で使用するO A機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む） - 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用
営 繕 費	- 現場事務所、労働者宿舍、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用 1に係る土地・建物の借上げに要する費用 - 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く） - 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事）

率に別途加算できる項目
- 建設機械器具の運搬等に要する費用 - 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 - 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 - 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等）の運搬に要する費用 - 干拓工事・海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用 - 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用 （運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料を含む） - 建設機械器具、仮設材及び建設機械の輸送における自動車航送船使用料に要する費用 （運搬中の本体賃料・損料を含む） - その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用
- 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用 - 伐開、除根、除草等に要する費用（農用地造成工事） - チェーンソー等により樹木を伐採するための費用 - 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用 - コンクリート補修工事に係る設計図書の照査（補修範囲の確認等）に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用 - 地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用 - その他、工事施工上必要な準備等に要する費用
- 特別仕様書、設計図書等により条件明示される費用 - 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用 - 干拓工事・海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料 - 高圧作業の予防に要する費用 - 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用 - ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用 - その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用
- 現場工作場、材料置場等の土地借上げに要する費用（営繕に係る用地は除く） - 電力、用水等の基本料金 - 電力設備用工事負担金
- 特別な品質管理等に要する費用 - 溶接試験における放射線透過試験（現場）に要する費用 - 管水路における水圧試験及び漏水試験に要する費用 - 土質試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用 - コンクリート補修工事における品質管理試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用 - 現場条件等により積上げを要する費用 - 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用 - 試験盛土等の工事に要する費用 - 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器（鉄筋探査器等）に要する費用 - コンクリート補修工事における事前試験に要する費用 - 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用 - I C T建設機械に要する以下の費用 - システム初期費 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 - その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用
- 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ）に要する費用 （フィルダム及びコンクリートダム工事を除く） - 海上輸送等での労働者の輸送に要する費用 - その他、工事施工上必要な営繕等に要する費用

別表 2 共通仮設費率

1－(1)

工種区分	対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
ほ 場 整 備 工 事		13.28%	117.0	－0.1459	5.69%
農 用 地 造 成 工 事		15.63%	142.9	－0.1484	6.60%
水 路 ト ン ネ ル 工 事		22.74%	518.8	－0.2097	6.73%
水 路 工 事		12.45%	91.3	－0.1336	5.73%
排 水 路 工 事		13.22%	104.0	－0.1383	5.92%
管 水 路 工 事		13.78%	151.6	－0.1608	5.41%
畑 かん 施 設 工 事		13.17%	62.5	－0.1044	7.18%
コンクリート補修工事		12.01%	119.4	－0.1540	4.91%
た め 池 工 事		14.20%	41.3	－0.0716	9.37%
その他土木工事（1）		18.70%	349.9	－0.1964	5.98%
その他土木工事（2）		15.77%	124.8	－0.1387	7.05%

1－(2)

工種区分	対象金額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
河 川 工 事		12.53%	238.6	－0.1888	4.77%
海 岸 工 事		13.08%	407.9	－0.2204	4.24%
道 路 改 良 工 事		12.78%	57.0	－0.0958	7.83%
舗 装 工 事		17.09%	435.1	－0.2074	5.92%
管 更 生 工 事		10.24%	330.0	－0.2225	3.28%

1－(3)

工種区分	対象金額	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
干 拓 工 事		13.28%	552.0	－0.2388	3.32%

1－(4)

工種区分	対象金額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
フ ィ ル ダ ム 工 事		7.57%	43.7	－0.0898	5.88%
コンクリートダム工事		13.77%	3,064.8	－0.2769	6.32%

2 算定式は次によるものとする。

$$Y = a \cdot X^b$$

ただし、Y：共通仮設費率（％）

X：対象金額（円）

a、b：変数値

（注）Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表3 共通仮設費率の補正

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1) - 1	舗装工事	舗装工事2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1
一般交通影響有り (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）		
市街地（DID補正） (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
一般交通影響有り (1) - 2	舗装工事以外の工種※	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	2
一般交通影響有り (2) - 2	舗装工事以外の工種※	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	3
市街地（DID補正） (1) - 2	舗装工事以外の工種※	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4
山間僻地及び離島	全ての工種※	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5
中山間地域	全ての工種※	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.2	6

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注1）市街地とは、施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

注2）中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。

【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html】

注3）適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

別 紙

運搬費の積算

1 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

(1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費用

費用の積算は次式により行うものとする。

$$U_k = A + M + K \text{ (又は } K' \text{)}$$

ただし U_k : 質量20 t 以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費

A : 基本運賃料金 (円)

表3. 1によるものとする。

なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、運賃は下表に掲げてある基本運賃は、運搬割増（特大品、悪路、冬期、深夜早朝、地区等）の有無にかかわらず適用できる。

ただし、陸上輸送以外が必要な場合は、これに要する費用を別途計上すること。

M : その他の諸料金 (円)

1) 組立、解体に要する費用

重建設機械の組立、解体に要する費用は別途加算する。

2) その他下記事項の料金を必要により計上する。

a 荷役機械使用料

b 自動車航送船使用料

c 有料道路利用料

d その他

K : 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (円)

K' : 運搬される建設機械の運搬中の損料 (円)

運搬される建設機械（被運搬建設機械）の運搬中の賃料又は損料を計上する。

積算方法は、「(2) 運搬される建設機械の運搬中の賃料及び損料」による。

* 建設機械運搬方法等は表3. 2による。

(2) 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (K) 及び損料 (K')

運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。

運搬中の賃料＝運搬される機械の供用1日当り賃料 (円) × 運搬に要する日数 (日)

$$K = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り賃料 (円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$$

運搬中の損料＝運搬される機械の供用1日当り損料 (円) × 運搬に要する日数 (日)

$$K' = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り損料 (円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$$

L : 運搬距離 (km) 基地から現場までの片道距離とする。

輸送速度 : (30km / h)

(注) 1. 運搬に要する日数の端数処理は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。

2. 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は、時速30km / hを標準とする。

3. 分解・組立を要する重建設機械の積算にあたっては、重建設機械分解組立により積算すること。

なお、重建設機械分解組立輸送については、運搬中の賃料 (K) が考慮されている。

4. 油圧式杭圧入引抜機 (鋼矢板 V L・VI L・II w・III w・IV w 型用) の運搬が必要な場合は、別途考慮すること。

表 3. 1 基本運賃表

貨物自動車規格	機械名	規格	20km まで (円)	50km まで (円)	100km まで (円)	150km まで (円)	200km まで (円)	200km を超 え 20km ま でを増す 毎に (円)
20t 車以上 30t 車まで	路面切削 機	2.0m	71,000	87,000	112,000	137,000	163,000	10,200
	スタビラ イザ	幅 2.0m 深 0.6m						
	スタビラ イザ	幅 2.0m 深 1.2m						
	スタビラ イザ	幅 2.0m 深 0.4m						
	自走式破 砕機	クラッシャー寸 法 開 450mm 幅 925mm						
	油圧式杭 圧入引抜 機	鋼矢板 10H・25H・ 45H・50H 型用						
	油圧式杭 圧入引抜 機	鋼矢板 Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 型用						
	バックホ ウ (超ロ ングアー ム型)	バケット容 量 0.3m ³						
	バックホ ウ (超ロ ングアー ム型)	バケット容 量 0.4m ³						
	バックホ ウ (超ロ ングアー ム型)	バケット容 量 0.45m ³						
	各種	ー						

(注) 1. 450km を超える場合は別途考慮する。
2. 誘導車、誘導員の費用は含んでいる。

表 3. 2 建設機械運搬方法

機 械 名	規 格	車 載		備 考
		車種	機械質量 (t)	
路面掘削機 (ホイール式・ 廃材積込装置付)	2.0m	トレーラ	28.50 (27.00)	() 内は排出 ガ ス 対 策 型 (2014 年規制) の 場 合 の 機 械 質 量
スタビライザ (路床改良用)	幅 2.0m、深 0.6m	トレーラ	23.00	
スタビライザ (路床改良用)	幅 2.0m、深 1.2m	トレーラ	24.70	
スタビライザ (路盤再生用)	幅 2.0m、深 1.2m	トレーラ	22.50	
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm	トレーラ	30.00	
油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板 10H・25H・45H・50H 型用	トレーラ	21.80	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	トレーラ	29.70	
バックホウ (超ロングアーム型)	バケット容量 0.3m ³	トレーラ	26.10	
バックホウ (超ロングアーム型)	バケット容量 0.4m ³	トレーラ	22.00	
バックホウ (超ロングアーム型)	バケット容量 0.45m ³	トレーラ	22.00	

(注) 1. 貨物自動車による運搬を計上する。

2. 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。

2. 仮設材等の運搬

仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等）の運搬は次式により行うものとする。

$$U = (E \cdot (1 + F_1 + F_2)) \cdot G + H$$

ただし U : 仮設材の運搬費

E : 基本運賃料金 (円/t)

なお、運搬距離は運搬基地より現場までの片道距離とする。

また、仮設材の運搬費は基本運賃料金に、必要に応じ冬期割増及び深夜早朝割増を行うものと

し、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割引は適用しない。

F₁ : 冬期割増

F₂ : 深夜早朝割増

G : 運搬質量 (t)

H : その他の諸料金

3 賃料適用の重建設機械の分解組立時にかかる本体賃料

4 建設機械等の運搬基地

運搬基地は、建設機械等の所在場所等を勘案して決定するものとする。

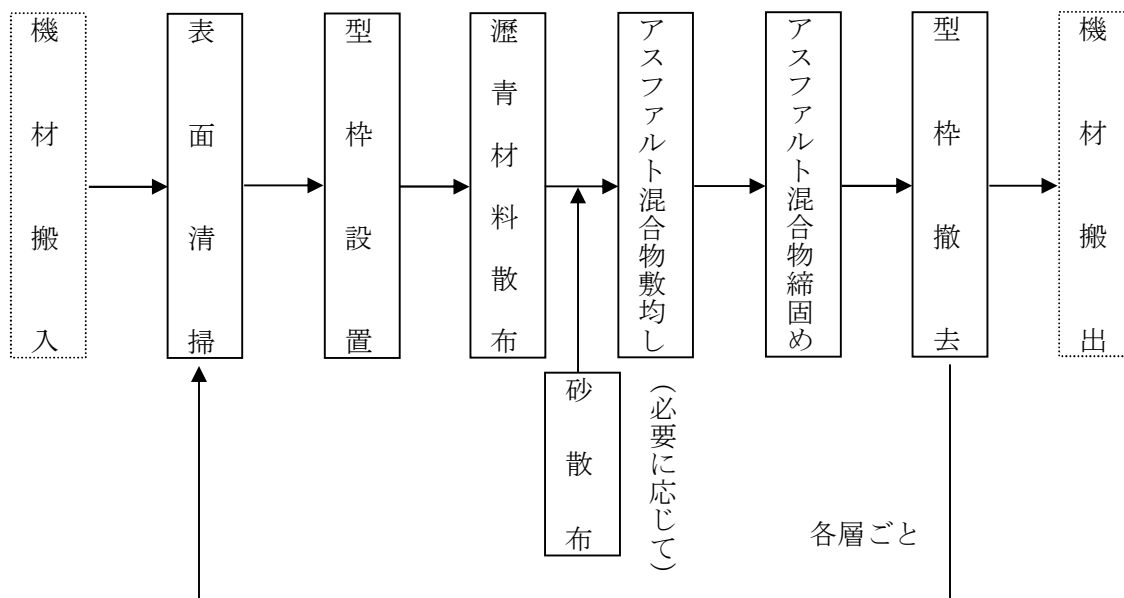
アスファルト舗装工（狭幅）

1. 適用範囲

本歩掛は幅 0.8m 以上 1.4m 未満における機械でのアスファルト舗装工事に適用する。なお、アスファルト混合物の積算は、購入方式を標準とし、プラント方式の場合は別途考慮する。

2. 施工概要

施工フローは次図を標準とする。



（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 施工歩掛

3-1 使用機械

使用機械は次表を標準とする。

表 3. 1 使用機械

（1 日・1 層当り）

機 種	規 格	単 位	施工幅 b (m)			
			車道及び路肩		歩 道	
			$0.8 \leq b < 1.0$	$1.0 \leq b < 1.4$	$0.8 \leq b < 1.0$	$1.0 \leq b < 1.4$
アスファルト フィニッシャ	排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 0.8～1.4m	台	1	1	1	1
振動ローラ	超低騒音型、 排出ガス対策型 (第3次基準値) 搭乗式コンバインド型 3～4 t	台	—	1	—	1
〃	ハンドガイド式 0.5～0.6 t	台	1	—	1	—

（注 1）振動ローラ 搭乗式コンバインド型 3～4 t は賃料とする。

3-2 編成人員

機械施工における編成人員は、次表を標準とする。

表 3. 2 編成人員 (1日1層当り)

名 称	単位	数 量
土 木 一 般 世 話 役	人	1
特 殊 作 業 員	〃	3
普 通 作 業 員	〃	5

3-3 日当り施工量

日当り施工量は、次表を標準とする。

表 3. 3 日当り施工量 (1日1層当り)

施工幅 b (m)		単位	数 量
車 道 及 び 路 肩	$0.8 \leq b < 1.0$	m ²	581
	$1.0 \leq b < 1.4$	〃	775
歩 道	$0.8 \leq b < 1.0$	〃	407
	$1.0 \leq b < 1.4$	〃	543

3-4 使用材料

3-4-1 アスファルト混合物

アスファルト混合物の使用量は、次式による。

使用量(t) = 設計面積(m²) × 仕上り厚さ(m) × 締固め後の密度(t/m³) × (1+補正係数)

表 3. 4 補正係数

種 別	歩 車 道 区 分	補正係数
アスファルト混合物	車 道 及 び 路 肩	+0.07
	歩 道	+0.10

(注) 1. 補正係数は、材料ロスに対する材料補正である。

2. すりつけに使用する混合物は、補正係数に含まないので実情に応じて別途計上する。

3-4-2 瀝青材料

瀝青材料の散布量は、次表を標準とする。

表 3. 5 瀝青材料の散布量 (100 m²当り)

種 別	単位	数 量
タ ッ ク コ ー ト	ℓ	4 3
プ ラ イ ム コ ー ト	〃	1 2 6

(注) 1. 基層にグースアスファルト混合物を使用する場合の瀝青材料は、タックコート（ゴム入り）を使用する。

2. 上記の散布量には、材料ロス分を含む。

3-5 砂散布費

瀝青材料を散布後やむを得ず交通を開放する場合など、砂散布が必要な場合は、砂散布の費用として、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。

表 3. 6 砂散布費率 (%)

タックコート	9
プライムコート	10

3-6 諸雑費

諸雑費は、瀝青材料（タックコート・プライムコート）の散布、飛散防護、舗装用器具、補助機械及び型枠材料、加熱燃料等の費用であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。

表 3. 7 諸雑費率 (%)

施工幅 b (m)	諸雑費率
車道及び路肩	18 (13)
歩 道	12 (5)

(注) 1. 瀝青材料は、諸雑費に含まないので別途計上する。

2. 瀝青材料の散布を行わない場合には、() 書きの数値を使用する。

4. 単価表

(1) 100 m²・1 層当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	表 3.2×100/D	表 3.2、表 3.3
特 殊 作 業 員		〃	〃 ×100/D	〃 〃
普 通 作 業 員		〃	〃 ×100/D	〃 〃
アスファルト混合物		t	100×厚さ(m)×締固め後 密度(t/m ³)×(1+補正係数)	表 3.4
瀝 青 材 料		ℓ		表 3.5
ア ス フ ァ ル ト フ ィ ニ ッ シ ャ 運 転	排ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 0.8～1.4m	日	100/D	表 3.1、表 3.3
振 動 ロ ー ラ 運 転	超低騒音型、排出ガス対 策型(第3次基準値) 搭乗式コンバインド型 3～4 t	〃	100/D	〃 〃
〃	ハンドガイド式 0.5～0.6 t	〃	100/D	〃 〃
砂 散 布 費		式	1	表 3.6 必要に応じ計上
諸 雑 費		〃	1	表 3.7
計				

(注) D：日あたり施工量

(2) 機械運転単価表

機械名	規格	適用単価表	指定事項
アスファルト フィニッシャ	排ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 0.8～1.4m	機－1	運転労務数量→1.00 燃料消費量→15 機械損料数量→1.75
振動ローラ	超低騒音型、排出ガス対策型 (第3次基準値) 搭乗式コンバインド型3～4 t	機－3	運転労務数量→1.00 燃料消費量→17 機械賃料数量→1.50
〃	ハンドガイド式 0.5～0.6 t	機－2	燃料消費量→2 機械損料数量→1.23

(3) 機械単価表

機－1 運転1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手 (特 殊)		人		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
計				

機－2 運転1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	1	
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
計				

機－3 運転1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手 (特 殊)		人		
燃 料 費		ℓ		
賃 料		日		
計				

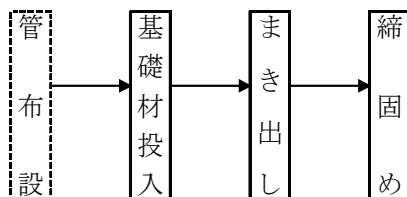
パイプライン基礎工(管側部)

1. 適用範囲

本歩掛は、管水路の管側部基礎(管頂部まで)を、バックホウにより材料を投入、人力によりまき出し、人力タコにより締固めを行う一連の作業に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 材料使用量

10m3当りの材料使用量は、次により算出することを標準とする。

材料使用量 = 10m3 × (1 + 材料割増率/100) (式3.1)

なお、値は小数点以下第2位四捨五入第1位止めとする。

表3.1 材料損失率及び締固め変化率

(%)

区 分		砂・砂質土	砕石・礫質土・粘性土
材 料 割 増 率	締固め区分Ⅰ	32	20
	締固め区分Ⅱ	39	26

(注) 締固め区分は、表5.1(注)2による

4. 基礎材投入歩掛

バックホウによる基礎材の投入歩掛は、次表を標準とする。

表4.1 投入歩掛

(10m3当り)

規格区分	運転時間(日)
超低騒音型、排対型(3次) バケット容量0.28m3	0.19

5. まき出し及び締固め歩掛

表5.1 まき出し及び締固め歩掛

(10m3当り)

基礎区分	締固め機械	締固め区分	普通作業員(人)
砂・砂質土	人力タコ	区分Ⅰ	2.2
		区分Ⅱ	2.8
砕石・礫質土・粘性土	人力タコ	区分Ⅰ	2.2
		区分Ⅱ	2.8

(注) 1. 歩掛には突き棒等による管側部等の突固め作業を含む。

2. 締固め区分は次のとおりとする。

区分Ⅰ 締固め度85%以上

区分Ⅱ 締固め度90%以上

6. 単価表

(1) 管水路基礎10m3当り単価表

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
基 礎 材		m3		式3.1
普 通 作 業 員		人		表5.1
バックホウ運 転	超低騒音型、排対型(3次) バケット容量0.28m3	日		表4.1
計				

(注) 現場発生土を使用する場合は、基礎材は計上しない。

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
バ ッ ク ホ ウ	超低騒音型、排対型(3次) バケット容量0.28m3	機-28	運転労務数量 → 1.00 燃 料 消 費 量 → 33 機械賃料数量 → 1.58

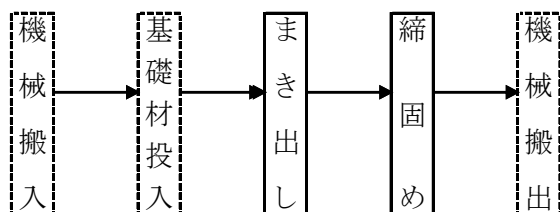
路床工(管水路)

1. 適用範囲

本歩掛は、管水路等掘削部の路床工(狭幅部)で振動コンパクタを使用する場合に適用する。
本歩掛には、投入手間が含まれていないため、別途計上すること。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 施工歩掛

表3.1 施工歩掛 (10m3当り)

締固め機械	普通作業員 (人)	特殊作業員 (人)
振動コンパクタ	0.68	0.34

(注) 1. 締固めに使用する機械は下記を標準とする。

振動コンパクタ 前進型90kg級

2. 諸雑費は振動コンパクタの機械損料、燃料・油脂費であり、
特殊作業員の労務費に10%を乗じた金額を計上する。

6. 単価表

(1)路床工(管水路)10m3当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員		人		表3.1
特 殊 作 業 員		人		表3.1
諸 雑 費		式	1	表3.1
計				

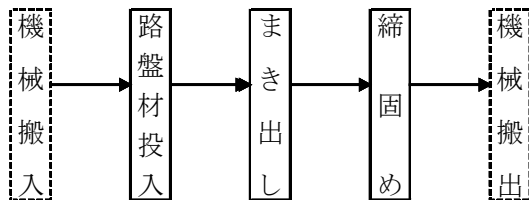
路盤工(管水路)

1. 適用範囲

本歩掛は、管水路掘削部等(狭幅部)の路盤工に適用する。
また、一層当りの仕上り厚さは、下層路盤は20cm、上層路盤は15cmまでとする。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 施工歩掛

表3.1 施工歩掛 (100m²当り)

締固め機械	普通作業員 (人)	特殊作業員 (人)	諸雑費 (%)	小型バックホウ (日)
振動コンパクタ	1.00	1.00	9	0.28
振動ローラハンドガイド式	0.70	0.80	15	0.40

- (注) 1. 締固めに使用する機械は下記を標準とする。
振動コンパクタ 前進型 90kg級、振動ローラハンドガイド式 0.8～1.1t級
2. 路盤材投入に使用する機械は下記を標準とする。
小型バックホウ 超低騒音型、排対型(3次) バケット容量0.11m³
3. 諸雑費は、振動コンパクタ又は振動ローラハンドガイド式の機械損料、燃料・油脂費
及び路盤工での散水に要する費用で、特殊作業員の労務費に上表の率を乗じた金額を計上する。

4. 路盤材の使用量

路盤材量の使用量は、次式により算定する。
使用量(m³)=設計量(m³)×(1+K) ……式4.1
K: 補正係数

表4.1 補正係数

路盤材の種別	規格	補正係数(K)
粒度調整碎石	M-30	+0.27
クラッシャー	C-40	+0.27
再生クラッシャー	RC-40	+0.27
シラス(購入材)	CBR20以上	+0.46

5. 単価表

(1)路盤工(管水路)100m²・1層当り単価表

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		表3.1
普 通 作 業 員		人		表3.1
路 盤 材		m ³		式4.1
小 型 バックホウ	超低騒音型、排対型(3次) バケット容量0.11m ³	日		表3.1
諸 雑 費		式	1	表3.1
計				

(2)機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
小 型 バックホウ	超低騒音型、排対型(3次) バケット容量0.11m ³	機-28	運転労務数量 → 1.00 燃 料 消 費 量 → 19 機械賃料数量 → 1.80

- 不陸整正
- 管明示シート
- 小口径管布設(人力)据付工
- 仕切弁ボックス設置(円形)
- 空気弁ボックス設置(角形)
- 通水試験(φ800以下)

1. 採用歩掛

当歩掛は、「令和8年度水道施設整備費に係る歩掛表」を適用している。

なお、上記の歩掛表については、全国簡易水道協会が図書（水道事業実務必携）の発行を行っている。

○ 小型不整地運搬車運搬

1. 適用範囲

本歩掛は、走行幅2m以下の作業路等において、不整地運搬車 クローラ式2.0t積より運搬する場合に適用する。

2. 採用歩掛

当歩掛は、「森林整備保全事業標準歩掛（令和8年度）」の小型不整地運搬車運搬の歩掛を適用している。

なお、上記の標準歩掛については、（一社）日本治山治水協会・日本林道協会が図書（治山林道必携）の発行を行っている。

工事価格を算出する場合の端数処理について

- ①単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は、1円までとし、1円未満を四捨五入する。
- ②共通仮設費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満を四捨五入する。
- ③現場管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満を四捨五入する。
- ④一般管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満を切り捨てる。
- ⑤直接工事費及び一括計上価格等の明細金額は1,000円単位とし、1,000円未満を四捨五入する。